

依リ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得ト
云フ規定ガアリマス、其ノ場合ニ於テ機密
ノ保持ト申シマスノハ、是ハ會社自身ノ機
密ノ問題デナク、國家機密又ハ之ニ類スル
機密保持ハ必要デアルグラウト思フノデア
リマスガ、左様ニ解釋シテ宜シイノデアリ
マスカ、ソレカラ次ニ其ノ他公益上ノ理由
ト云フコトハ、是ハドウ云フ場合ヲ豫想サ
レテ居ルノデアリマスルカ、之ヲ一ツ、此ノ
六條ノ機密保持、其ノ他公益上ノ理由、此
ノ解釋ヲ伺ヒマス

○政府委員(大森洪太君) 第一點ニ付キマ
シテハ御示シノ通りデアリマス、會社自身
ノ機密デナク國家ノ機密ヲ指ス趣旨デアリ
マス、第二ノ公益上ノ理由デアリマスガ、
今日主トシテ考ヘテ居リマスノハ御承知ノ
紙ノ問題デアリマス、紙不足ノ折柄デアリ
マスカラ、此ノ紙ノ濫費ヲ相當制限スルノ
ガ、今日當面ノ問題デアラウト思フノデア
リマス、是ガ一ツ、ソレカラ御承知ノヤウ
ニ、是ハ主ニ銀行ニ限ル問題デアリマスケ
レドモ、其ノ公告ニ於キマシテ、今日カラ
申シマスルト必要ヲ越エタヤウナ事項ヲ掲
ゲマシテ、サウシテ不當ノ競争ヲスルト云
フ弊ガ尙アルヤニ承ツテ居ルノデアリマス、
即チ公益上ノ理由トシテ今日直ニ當面ノ
問題トシテ考ヘテ居リマスノハ、紙ノ濫費
ヲ防グト云フコトト、業者間特ニ銀行業者
間ニ於テ不當ノ競争ヲ助長スルノ弊ヲ矯メ
タイ、此ノ二點デアリマス

○内田重成君 第五條ノ關係ニ於キマシテ
勅令案ニ於テ御示シニナツテ居リマス第一點
ノ、勅令ヲ以テ定ムル株式會社ヲ當富リ左
ノ諸會社ヲ考慮スルコト、日本興業銀行、
日本勸業銀行、日本發送電株式會社、東洋

○政府委員(大森洪太君) 仰セノ通り是等ノ銀行ノ特殊性ニ鑑ミタコトハ固ヨリデアリマス、申ス迄モナク十分ナル監督ヲ受ケテ居ルノデアリマスカラ、相當程度信賴シテ宜カラウト云フノガ第一ノ問題デアリマスケレドモ、之ト併セテ社債ヲ發行シテ居リマスル其ノ額ニ付テ種々検討ヲ致シマシタガ、茲ニ掲ゲマス會社ハ格段ニ社債ノ額ガ多イノデアリマス、即チ社債ノ額ノ多イモノカラ捨ツタノデアリマシテ、然ラバ何レヲ限度トスベキカト云フ問題ニ付キマシテ、更ニ一二三ノ會社ニ付テ研究ヲ要スルヤニ存ズルノデアリマス、デアリマスカラ茲ニ掲ゲマシタ會社ヲ先ヅ適用スベキモノト致シマシテ、其ノ次ニ之ニ類スル、即チ是程デハナイガ、社債ノ額ガ相當多イ一二三ノ會社ニ付テ後ニ考慮シタイ、斯様ニ存ジテ居ル次第デアリマス

○内田重成君 能ク分リマシタ、次ニ私ハ經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律案ニ付キマシテ御尋ネシタイト思ヒマスガ、宜シウゴザイマスカ

○委員長(子爵保科正昭君) 宜シウゴザイ

○内田重成君 此ノ經濟關係諸團體ニ關スル罰則整備ニ付テノ法律案ヲ御提出ニ相成

リマスルニ付テハ、是迄期ノ如キ團體營團、金庫又ハ是等ニ準ズルモノノ役員其他ノ職員ノ、本法案ニ規定シテアリマスデハオアリデアラウト考ヘルノデアリマスガ、其ノ事犯ノ年度々々ノ數デアルトカ、若シクハ事犯ノ種類又ハ之ニ對スル制裁等ニ付キマシテ、既ニ御調査ノモノガ御手許ニオアリデゴザイマスルナラバ、御示シヲ願ヒタイト考ヘルノデアリマスルガ、只今迄頂戴致シマシタ參考資料ノ中ニハチヨット發見ヲ致サヌノデアリマス、何カサウ云フ點ニ付キマシテノ御調ハゴザイマセヌデセウカ

一名、直接公判ヲ請求致シマシタモノが三十八名、斯様ナ處理ノ状況ニナツテ居リマス、從ヒマシテ昨年度ニ付テ申上ゲマスレバ、檢事局ガ受理致シマシタモノノ中九割弱ノモノニ付キマシテ起訴ヲ致シテ居ル、斯様ナ處理ノ状況ニナツテ居リマス、ソレカラ輸出入品臨時措置ニ關シマスル法律、臨時措置法、是等ガ中心的ノ根幹ヲ成ス法律デゴザイマスノデ、從ヒマシテ國家總動員法、總動員法ノ四十六條、臨時措置法ノ九條、之ノ適用ヲ致シマシタモノガ大多數ヲ占メシテ居リマス、其ノ外ニ工業組合法ノ四十四條、商業組合法ノ四十四條ノ凍職ノ規定ヲ適用シテ居ルモノガ或程度ニ於テ存在シテ居ルノデゴザイマス、尙各凍職犯ヲ問ハレマシタ各被疑者、被告人ノ所屬ノ團體ニ付テ申上ゲマスルト、一番多數ヲ占メテ居リマスノハ各種ノ工業組合聯合會、斯ウ云ッタヤウナ團體ガ其ノ他各種ノ統制會社、各種ノ協議會、更ニ又各種ノ商業組合、或ハ工業組合、其ノ他產業組合聯合會、斯ウ云ッタヤウナ團體ガソレハ、當該關係者ノ所屬スル團體ニナツテ居リマス、尙關係者ノ當該團體ニ於キマスル地位ニ付テ申上ゲマスルト、昨年度ニ付テ申シマスレバ、九十二名ノ中國體ノ役員ニアリマシタ者ガ二十四名、其ノ他ノ職員ニナツテ居リマス者ガ六十八名、更ニ之ヲ内譯ヲ申上ゲマスルト、役員ノ中ニ組合長又ハ理事長ニアッタ者ガ八人、取締役或ハ支配人ト云フ地位ニアリマシタ者ガ十五名、理事ノ地位ニアリマシタ者ガ一名、職員ノ方デハ一番多ウゴザイマスルノガ検査員或ハ技手、是ハ六十八名ノ中ニ付テ申上ゲマスレバ、

ノ居リマス、其ノ他書記、事務員ガ十二名、主事或ハ主事補ガ三名、サウ云ツッタヤウナ大體ノ調査ノ結果ニ相成ツテ居リマス、而シテ此ノ瀆職ヲ致テスルニ至リマシタ犯罪ノ原因ト致シマシテ、檢事局ニ於テノ調査ノ結果ニ依リマスルト、昨年度九十二名ノ中デ所謂利慾ノ爲ニ犯シマシタ者ガ十七名、ソレカラ遊興費ヲ捻出スル爲ニ犯シマシタ者ガ二十二名、賄賂者側ノ誘惑ニ陥リマシタ者ガ二十九名、ソレカラ收賄ヲ爲シマスルコトヲ、何ト申シマスルカ、役得ト心得テ居ルト云フヤウナ所カラ犯シマシタ者ガ十八名、其ノ他生活難ニ因リマスル者ガ三名ト云フ風ナ大體ノ調査ノ結果ニナシテ居リマス、生活難デゴザイマスルトカ、或ハ遊興費ノ捻出ノ爲、斯様ナモノガ相當ニゴザイマスルノハ、是ハ先程モ御説明申シマシタ通りニ、下級ノ職員ニ相當ニゴザイマスモノデスカラ、サウ云フ風ナ事實關係ガ違反ノ上ニ於テモ反映シテ居ル爲デハナカラウカ、斯様ニ考へテ居リマス、大變簡單デゴザイマスケレレドモ、一應調査ノ結果ニ付テ御説明ヲ申上げマシタ

ノ關心ヲ拂フベキ場合ガ、其ノ如何ニ依ツテ
異ルト考ヘルノデアリマス、單純ニ響應ヲ
受ケルトカ云フヤウナモノハサウハシタコ
トデモナイカモ知レマセヌガ、現物ノ授受
ヲ爲ストカト云フヤウナコトハ、斯ウ云フ
機関ヲ利用シテ其ノ間ニ非常ナ弊竇ヲ生ゼ
シムル譯ニナルノデアル、其ノ犯行ノ内容
ガ承リタイト考ヘルノデアリマス

○政府委員(池田克君) 御答へ致シマス、
御承知デモゴザイマス通リニ、經濟團體ガ
今日何レモ統制事務、或ハ統制ノ爲ニスル
經營ノ事務ヲソレバ、擔當スル、左様ナ關
係モゴザイマシテ、先程御説明申上ゲマシ
タ九十二名ニ付テ、ドウ云フ風ナソコニ請
託行爲ナドガ行ハレルカト云フ點ニ付テ、
檢事局ノ調査ノ結果ニ依リマスルト、矢張
リ最モ多數ラ占メテ居リマスルノガ、色々
ナ物資ノ検査、價格ノ査定、サウ云フ點ニ
付テノ便宜ヲ圖シテ貴ヒタイ、何トカ寛大ナ
査定、有利ナ査定、検査ヲシテ貴ヒタイ、
斯ウ云フ物資ナドノ検査、査定ニ關シマシ
テ請託行爲ガ行ハレルノデアリマス、其ノ
他色々配給ナリ何ナリニ付キマシテ便宜ノ
處置ヲ採ツテ貴ヒタイ、成ルベク自分ノ方ニ
澤山廻シテ貴ヒタイ、又時間外ニ何トカ
ヤツテ貴ヒタイ、扱ツテ貴ヒタイ、斯ウ云フ
風ナ意味ノ取扱上ノ便益ヲ得タイト云フヤ
ウナコトコトガ請託ノ原因デアリマス、ソレガ
爲ニソコニ瀆職ガ行ハレル、大體斯ウ二ツ
アルト思ヒマス、サウシテ其ノ收賄ニ何ガ
用ヒラレルカト申シマスト、是ハ固ヨリ大
多數ガ現金デゴザイマス、九十二名ニ付テ
申上ゲマスト、大體一人平均一千圓位、下
級ノ職員ナドモゴザイマスルガ、一番多額
ノモノデゴザイマスト、昨年豫審ヲ求メマ

シタ或洋紙配給統制會社ノ社長ノ地位ニアル
方デアリマスガ、現金三十萬圓ガマアヽ一
番多額デゴザイマス、大體平均シマスト一
人一千圓位ノ現金ノ授受、其ノ次ニ多數ヲ
占メテ居リマスルノガ、ドウシテモ饗應デ
ゴザイマス、饗應ノ方モ一人當リ最低ガ百
圓、最モ多イモノガ二千圓、三千圓ト云フ
程度ニ相成ツテ居リマス、兎ニ角現金ト饗應
ガ主タルモノデアリマス、其ノ外相當ニ高
價ナ紙幣デゴザイマストカ、或ハ家具類デ
ゴザイマストカ、或ハ書畫類、サウ云フモ
ノノ授受ガ行ハレテ居リマスケレドモ、是
ハ比較的少ナウゴザイマス、只今申上げマ
シタ通リ最モ多イノハ現金、サウシテ饗應、
斯様ナ關係ニ相成ツテ居リマス
○委員長(子爵保科正昭君)　茲ニ諸君ニ御
諮リ致シマスガ、經濟關係罰則ノ整備ニ關ス
ル法律案ニ聯關致シマシテ、委員外ノ藤井
貴族院議員カラ政府ニ對シテ御質問ヲサレ
タイト云フ御申出デガゴザイマシタガ、御
許シシテ差支ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○委員長(子爵保科正昭君)　デハドウ
ゾ…
○委員外議員(子爵藤井兼誼君)　經濟關係
罰則ノ法案ニ直接關係シテハゴザイマセヌ
ガ、統制經濟ノ犯罪ニ付キマシテ御質問申
上ゲタイト思ヒマス、統制經濟ノ犯罪ガ多
クノ場合ニ於キマシテ、其ノ犯罪ノ領域方
甚ダ擴大致シマシテ、且完全ニ其ノ犯罪ノ
行爲ガ完了致シマシテカラ後ニ其ノ處置方
行ハレルノガ常徳ゴザイマス、例ヘテ申シ
マスト、昨年京都、大阪、神戸ニ於キマシ
テ「アルミニ」ノ横流ガゴザイマシタ時ニ、
其ノ「アルミニ」ノ先ヅ闇ガ行ハレマシテ、其

ノ闇ニ依テ行ハレマシタ「アルミ」ノ家庭用品ノ製造ガ行ハレマシタ、其ノ製造サンシタルモノガ卸賣ヲサレマシタ、其ノ卸賣ヲサレマシタルモノガ小賣ヲサレマシタ、サウシマシテ大體四十四萬圓以上ノ賣上高ヲ致シマシタ後ニ、初メテ刑事處置ガ行ハレルト云フ事情デゴザイマス、就キマジテハ、其ノ當時、昨年ノ夏頃デゴザイマスガ、司法省ニ於カレマシテモ、各會社ノ統制會、或ハ各會社ノ役員職員ヲ直チニ司法省ノ名譽職トシテ委囑サレマシテ、犯罪ノ發生地デアリマスル所ノ會社内ニ於キマシテ、司法省ノ名譽職トシテ其ノ役職員ヲ、囑託ナサイマシタ、サウシテ其ノ犯罪ヲ防止ナサイマスト云フ御考ガアルカノヤウニ新聞紙デ拜見致シマシタノデゴザイマスガ、此ノ御處置ハ大變結構ノコトト存ジマスケレドモ、ドノ程度迄御實行ニナッテ居リマスノデゴザイマスカ、若シ御實行ニナッテ居リマスレバ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、大阪朝日新聞デ拜見致シマシタ、昨年ノ夏頃デゴザイマス

舉ト云フモノハイケナイ、檢舉ノナイ指導ト云フモノハ效力ガナイ、私ハサウ云フ考ス、左様ナ關係デ、毎年此ノ司法記念日ト云フモノガザイマシテ、其ノ際ニ出来ルモノデアルト考ヘテ參ツテ居ル譯デアリマス、左様ナ關係デ、毎年此ノ司法記念日ト云フモノガザイマシテ、其ノ際ニ出来ルダケ業界ノ人等ニモ集ツテ戴イテ、膝ヲ交ヘテ遵法精神ノ昂揚ト云フコトニ努メテ參ツタノデアリマス、或ハサウ云フ際ニ、記念日ニ御出デラ願ツテ、互ニ經驗知識ヲ持爲ニ御相談ラシタト云フヤウナコトハアラウカト思ヒマス、名譽職トシテ囑託ラシタト云フヤウナ事柄ハ私ハマダ承知シテ居リマセヌ

○委員外議員（子爵藤井兼誼君）　名譽職トシテ囑託ラシヨウト云フヤウニ新聞ニ出テ居リマシタガ、能ク分リマシタ

○國務大臣（岩村通世君）　或ハ司法關係ノ例ヘバ地方ニハ司法保護委員ト云フ有力ナ方ガゴザイマス、サウ云フヤウナ方々ガ集ツテ、個人的ノ會合デ、ドウカシテ經濟犯罪ト云フモノヲ絶滅シタイト云フヤウナコトデ、サウ云フヤウナ團體デ話ラシテ居ルト云フコトハアルカモ知レマセヌガ、司法省ト致シマシテ、サウ云フ方ヲ特ニ名譽職トシテ囑託トスルト云フヤウナ考ハ持ツテ居リマセヌ

○委員外議員（子爵藤井兼誼君）　有難ウゴザイマシタ、能ク分リマシタ

○小山松吉君　經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法案ノ第一條デスガ、チヨット讀ンデ見テ疑ガ起ツカラ御尋ラ致シマス、第二條ノ二行目ノ所デ「統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制若ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ爲ス會社

若ハ組合トアリマスガ、是ハ讀ミヤウデスガ、「統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制」はハ尙處ヘ續クノデスカ、統制會社ト續クノデスカ、……「統制ヲ爲ス會社ト續クノアリマスガ、是ハドウ云フ風ニ讀ミマスカ○政府委員(池田克君) 只今御尋ノ通りニ、是ハ統制ヲ爲ス會社若シクハ統制ヲ受ケマスル會社、斯様ニ讀ム趣旨デゴザイマス、之ノ用例ト致シマシテハ、國家總動員法ノ第十八條、ソレカラ瀆職ニ關シマスル國家總動員法ノ四十六條ニ用例ガゴザイマスモノデスカラ、其ノ用例ニ倣タ次第デゴザイマス○小山松吉君 統制ヲ爲ス會社ト云フノハ分ッテ居ルノデスガ、「統制ノ爲ニスル經營」ヲ爲ス會社若ハ組合ト云フノハドウ云フモノデアリマスカ、御示シヲ願ヒタイト思ヒマス○政府委員(池田克君) 此ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ爲ス會社ト致シマシテハ、抽象的ニ申上ゲマスルト、各種ノ物資配給統制ニ依リマスル指定會社ガ爲シマスル詰リ一手買取、一手販賣、斯ウ云フヤウナモノガ當ルカト思ヒマス、之ヲ具體的ニ申上ゲマスルト、法律ニ依リマシテ設立サレテ居リマスル經營會社ト致シマシテハ、臨時肥料配給統制法ニ依ル受命會社トシテノ有機肥料配給統制株式會社、更ニ輕金屬製造事業法ニ依ル受命會社トシテノ帝國輕金屬統制株式會社、斯様ナモノガ當ルカト思ヒマス、ソレカラ尙國家總動員法ニ基キマシテ勅令ガ産統制令、更ニ典型的ノモノト致シマシテ出テ居リマス、例ヘバ配電統制令、或ハ水力經營會社ト致シマシテハ、臨時肥料配給統制法ニ依ル受命會社トシテノ有機肥料配給統制株式會社、更ニ輕金屬製造事業法ニ依ル受命會社トシテノ帝國輕金屬統制株式會社、斯様ナモノガ當ルカト思ヒマス、ソレカラ尙國家總動員法ニ基キマシテ勅令ガ

ノ統制會社、或ハ配電株式會社、帝國水產
統制株式會社、斯様ナモノガ設立サレテ居
リマスルガ、是等ハ何レモ統制ノ爲ニスル
經營ヲ爲シテ居ルモノデアリマス
○小山松吉君 サウ致シマスト、法令ノ由
ニハ、統制ノ爲ニスル會社デアルト云フヤ
ウナコトガ一目シテ直チニ分ルヤウナ規定
ハナイノデスカ、統制會社ト云フノハマアズ
一應分ツテ居ルノデスガ、統制ヲ爲ス會社デ
ナクシテ、統制ノ爲ニスル經營ヲ爲ス會社
ト云フノデアリマスカラ、統制ニ付テハ開
接ナ事業ヲシテ居ル會社ト思ハレルノデス
ネ、是ハ何カ一目シテ分ルヤウナ規定ガヌ
コカニアリマスカ

○政府委員(池田克君) 是ハ國家總動員注
ノ實ハ術語ニナツテ居リマシテ、統制ノ吉
ハ、何ト申シマスカ、上下ノ關係ニ於テ
種ノ權力關係化スル場合デアリマス、例ヘ
バ生産ニ關シマスル指示、或ハ原材料ノ割
當ト云フ風ナ、權力關係ノ出マス場合ノ統
制ヲ爲ス場合、統制ノ爲ニスル經營ノ方ハ、
統制ノヤウニ權力關係ニ立チマセヌデ、自
ラ物資ノ蒐荷配給等ノ事業經營ヲ致シマス
其ノ結果ガ延イテ經濟統制ニ役立ツト云フ
風ナ意味ガアル、是ハ結局ソレベノ統制
法令ニ依リマシテ、自カラ其ノ法令ニ基イ
テ或ハ其ノ新設サレテ居リマスル會社ナリ
組合ナリガ、統制ノ爲ニ經營ヲ爲スコトヲ
目的トシテ居ルト云フ風ナコトニナルダラウ
カト思ヒマス、併シナガラ、ソレデハ極メ
テ不明ニナルコトヲ心配サレル譯デゴザイ
マスノデ、ソコデ此ノ法案ニ於キマシテ、
ソレベノ會社、或ハ組合、或ハ是等ニ準
ズルモノニ付キマシテハ勅令ヲ以テ明確ニ

○小山松吉君 斯ウ云フヤウナモノハ勅令スル、斯様ナ趣旨デゴザイマス
 ヲ以テ明カニナルト云フコトデアリマスカラ、是デ了承致シマシタガ、モウ一ツ御尋ネシタインハ、私ハ分ラナイカラ御尋ネスルノデアリマスガ、經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律案參考資料ニ表ガ澤山アリマスガ、第一ノ統制經濟關係瀆職一覽表、括弧整備豫定案トアリマスネ、其ノ中ニ、上ノ方ニ一、二、三トアツテ、刑法ノ瀆職規定ノ適用アルモノ、經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律第二條ノ適用アルモノト云フノハ分ツテ居リマスガ、三ノ瀆職規定ナキモノト云フノハ、國民貯蓄組合法ダケ一ツシカナイノデスカ

○政府委員(池田克君) 御尋ノ整備豫定案ノ三ノ、瀆職規定ナキモノト致シマシテ掲グラレテ居リマスルノハ、國民醫療法ニ依リマス日本醫療團、ソレカラ商工經濟會法ニ依リマスル商工經濟會、ソレカラ國民貯蓄組合法ニ依リマスル國民貯蓄組合、或ハ納稅施設法ニ依ル納稅團體、是ダケハソレゾレノ團體ノ性格ナリ、或ハ任務ナリ、事業ノ實體カラ見マシテモ、此ノ勅令デ指定スル實際ニハ、是ダケノモノハ先ツ除外スルト云フ趣旨デゴザイマス

○小山松吉君 サウスルト、ズット筋ガ引テアル國民貯蓄組合法ダケデハナイノデスネ

○政府委員(池田克君) 左様デゴザイマス、國民醫療法以下デゴザイマス

○小山松吉君 分リマシタ、ソレカラモウ一ツ伺フノデスガ、此ノ整備豫定案ニ依リマスト、此ノ法案ガ通過シテモ、只今御示シノ瀆職規定ナキモノト云フノハ、結局演

職規定ヲスル必要ガナイト御認メニナック
部分デアリマスカ、此ノ法案ガ成立シマシ
タ後モ此ノ四ツノ、國民醫療法外三ツノ法
律ハ、濱職規定ヲ設ケル必要ガナイト御認
メニナックモノデスカ

○政府委員(池田克君) 今日ノ狀況ノ下ニ
於キマシテハ、勅令指定ノ際ニハ除外スル
コトガ相當グ、併シナガラ今後ニ於キマシ
テ、或ハ濱職規定ヲドウシテモ置カナケレ
バナラスト云フ風ナ必要デモゴザイマスレ
バ、其ノ時ニ考慮スルト、斯様ナ趣旨デゴ
ザイマス

○小山松吉君 分リマシタ、尙御尋不致シ
マスガ、同法案ノ第七條デアリマス、第七條
ニハ前回ノ御説明ニ依リマシテ「人若ハ其ノ
使用人ニシテ當該事務ニ從事スル」ト云フ、
人ト云フノハ個人デアルト云フ御説明ガアッ
タノデアリマスガ、法人デナイ場合ノ、個人
ノ場合ニ於キマシテハ、其ノ使用人ノ中
ノ家族等ノ從業者ハドウ云フ風ニ御認メニ
ナツテ居リマスルカ、家族ト云フコトニナツ
テ仕事ヲシテ居リマスルト、矢張リソレハ
使用人ト認メル譯デアリマスカ

○政府委員(池田克君) 家族ハ使用人中ニ
含マナイ趣旨デゴザイマス
○小山松吉君 サウシマスト、家族ガ當該
事務ニ從事シタ時分ニハ、從業員ト認メナ
イ譯デスカラ、罰則ノ適用モナイ譯デスネ、
サウ了承シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(池田克君) 左様デゴザイマ
ス、又代行ノ實際ニ於キマシテ、御尋ノヤ
ウナ場合ハナカラウ、ナイヂャナイカト、斯様ニ思ヒ
マス

○小山松吉君 私ノ御尋ネシマシタノハ鑑

業法其ノ他工場法デスカニ依リマスト、戸
主家族又ハ其ノ他ノ從業員ニシテ云々ト云
フコトガアリマスカラ、サウ云フ點ニ於テ
將來問題が起リハシナイカト思シテ御尋ネ
シタノデス

○政府委員(池田克君) 此ノ第七條ノ規定
ハ要スルニ行政犯デハゴザイマセヌノデ、
自然犯デゴザイマスノデ、従ツテ轉嫁罰ト
責任罰ト、勿論適用セシメル餘地ガナイト
斯様ニ存ジマス

○男爵奥田剛郎君 前ニ質問ガ出マシタコ
トデアリマスガ、訴訟費用等臨時措置法案
ノ附則ニアリマス「戰時終了ノ際ニ於テ必要
ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トア
ル、此ノ事項ニ付キマシテ、前回政府委員
カラ御説明ガアリマシタガ、勿論此ノ臨時
措置法ヲ廢スル場合ニハ、改メテ又法律ヲ
要スル譯デアリマスカ、此ノ終了ノ際ニ
必要ナル經過規定ト云フノハドウ云フヤウ
キタイ

○政府委員(大森洪太君) 御審議ヲ願ツテ
居リマスル訴訟費用等臨時措置法案及ビ會
社等臨時措置法案ハ戰時法デアリマシテ、
其ノ趣旨ハ各其ノ第一條ニ明示サレテ居ル
ノデアリマス、戰時法デアリマスルガ故ニ、
若シ附則ニ何等ノ規定ヲ設ケマセヌナラ
バ、戰時終了ト同時ニ其ノ法律ハ實質的ニ
ハ效力ヲ失ヒマスルト、直ぐ戰時終了ト共
併シ左様致シマスルト、直ぐ戰時終了ト共
ニ效力ヲ失ヒマスルト、訴訟費用等、若シ
クハ會社等、手續上相率聯シマシタ場合、
甚ダ不都合ナコトヲ生ズルノデアリマス、
デアリマスルカラ、御指摘ノ經過法ニ依リ
マシテ、ドレダケ之ヲ繋グカト云フコトヲ

明カニシタイダケノ趣旨デアリマス、サウ
シテ此ノ經過規定ヲ謂ハバ悪用致シマシ
テ、不當ニ長ク此ノ規定ヲ持続セシムル趣
旨ハ毛頭ナインデアリマシテ、其ノ精神ハ、
テ居ル積リデアリマス、即チ繰返シテ申シ
マスルト、戰時終了ト共ニ當然無クナルノ
デハアリマスケレドモ、當然無クナツテ困
ル場合ヲ豫想致シマシテ、其ノ繫ギノ規定
ダケヲ經過規定デ置カウ、斯ウ云フ積リデ
アリマス、尙御承知ノヤウニ司法關係ノ戰
時法ニ於キマシテ、總テ斯様ナ經過規定ヲ
持テ居リマスノデ、其ノ前例ヲモ踏襲シタ、
斯様ニ御了知ヲ願ヒタインデアリマス

○男爵奥田剛郎君 經濟關係罰則ノ整備ニ
關スル法律案中ニアリマス職員ノ範圍ニ付
テハ、前ニ説明ヲ承リマシタガ、日本銀行
等ニ於ケル如ク、勅令ヲ以テ定メラレテア
ルモノハ別トシテ、然ラザル場合ハ前回御
説明ノ總裁トカ副總裁、或ハ理事、評議員
部長、課長、サウ云フヤウナ責任アル者以
外、ソレ以下ノモノデ、勿論前回御示シニ
ナツタヤウナ小使トカ云フガ如キ、全ク機
械的ナモノハ別トシテ、一定ノ範圍ノ職務
ハ持ツテ居ル、併シ勿論決定權ナンカハナ
イノダ、ト云フヤウナ事務員級ノ者モ此ノ
職員ニ含マレル者ト心得テ宜シイデゴザイ
マセウカ、如何デスカ

○政府委員(池田克君) 全ク同趣旨デゴザ
イマス

○男爵奥田剛郎君 先程御質問ノアリマシ
タ經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律案參考
資料中ノ、表ノ中ニアリマスル國民醫療法
○政府委員(池田克君) 只今日本醫療團ト
商工經濟會ニ付テ申上げマシタガ、其ノ他
國民財蓄法ニ依リマス國民財蓄組合、或ハ
納稅施設法ニ依リマスル納稅團體、是等ハ

○政府委員(池田克君) 只今御尋ノ點ニ付
キマシテハ、先程モ御答ヘ申上ゲタノデゴ
シテハ先ツ濱職規定ヲ設クルノヲ見合セル
ノガ相當グ、斯様ナ根本的ナ立場ニ立ツテ
居ルノデゴザイマスガ、更ニ其ノ立場ヲ裏
付ケマスル根據ト致シマシテハ、例ヘバ國
本醫療團は實ハ此ノ經濟事業、經濟團
體ト云ヘナイ點モアル、サウ云フ關係モゴ
ザイマシテ、此ノ國民醫療法ニ於キマシテ
モ、特ニ日本醫療團トシテ、此ノ營團ト云
フ風ナ表現ヲ避ケテ居ルノデゴザイマス、
更ニ商工經濟會法ニ依リマスル商工經濟會
ニ付テ申シマスレバ、御承知デモゴザイマ
ス通リニ、是ハ經濟團體ノ單ナル横ノ連絡
機關デゴザイマシテ、先ツ商工經濟會ノ今
日ノ法制的ナ性格、更ニ其ノ事業ノ實體カ
ラ見マシテ濱職規定ヲ設クル迄ノ必要ハ今
日ナインヂヤナイカ、斯様ナ風ニ考ヘテ居
ルノデゴザイマス、孰レモノソレドノ實情
ヲ具體的ニ考慮致シマシテ、暫ク此ノ四ツ
ノモノニ付キマシテハ、勅令指定カラ除外
スル、斯様ナ趣旨デゴザイマス

○男爵奥田剛郎君 國民醫療法ニ付テハ分
ザイマセウカ、其ノ他ノ方ハ如何ナモノデゴ
シテハ先ツ濱職規定ヲ要シナイト云フノハ、
○政府委員(池田克君) 只今日本醫療團ト
商工經濟會ニ付テ申上げマシタガ、其ノ他
國民財蓄法ニ依リマス國民財蓄組合、或ハ
納稅施設法ニ依リマスル納稅團體、是等ハ

執レモ今日具體的ナ實情ヲ慎重ニ考慮致シテモ、瀆職規定迄モ設ケルト云フ、何ト申シマスカ、ソコ迄ノ具體的ナ必要性ガナインデハナカラウカト、斯様ニ考ヘマシテ、此ノ勅令指定カラ除外スルコトガ相當ダト、斯様ニ考ヘタ次第デアリマス〇委員長(子爵保科正昭君) 他ニ御發言ハゴザイマセヌカ〇次田大三郎君 本案ノ内容ニ關スルコトデハゴザイマセヌガ、經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律案ニ關聯シテ質問致シタイノデスガ宜シウゴザイマセウカ〇委員長(子爵保科正昭君) 宜シウゴザイマス〇次田大三郎君 私ハ物資ノ配給上ノ不正行爲ヲ取締ル刑罰規定ヲ設タル必要ハアリマセヌデセウカト云フ質問ヲ致シタイノデアリマス、御承知ノ通リ統制團體ノ役職員ヲ始メ、物資ノ配給其ノ他ノ統制關係事務ニ從事スル者ノ物資ノ不正配給、其ノ他ノ不正行爲ニ付テハ、今日ノ處刑罰規定ガナイノデアリマス、又消費者ノ方ノ側ニ於キマシテ不實ノ申告ヲストカ、其ノ他ヲ不正行爲ヲシタ場合ニモ同様刑罰規定ガナイノデアリマス、而モ斯クノ如キ不正行爲ガ世上決シテ絶無デナイトハ申上グル迄モナイコトデアリマス、此ノ事ハ其ノ行爲自身ガ非常ニ不都合ナコトデアルノミナラズ、其ノ影響スル所ガ極ムテ大キイノデアリマシテ、例ヘバ其ノ爲ニ國民ノ間ニ不平不満ノ感情ヲ激發致シマシテ、延イテハ配給制度其ノモノニ對スル不平不満ヲ生ズ、從ツテ是等ノ行爲ヲ取締ニ付テモ、速力立法的措置ヲ講ズル必要ガアルト存ズルノデアリマス、承ル所ニ依リマスト、政府ニ於テモ其ノ必要ヲ感ゼラレマシテ、之ニ關スル調査ヲ進ムテ居ラレ、既ニ一應ノ成定メシ今議會ニ之ニ關スル法律案ノ御提出ガアルモノト窃カニ私共待望シテ居タノデ案ヲ得ラレタ所ニ付居ルノデアリマシテ、イノデアリマス、是ハドウ云フ理由デアリマスルカ、ドウ云フ事情ガアルノデアリマスルカ、其ノ點ニ付テ一應此ノ際伺ツテ置キイタノデアリマス〇政府委員(大森洪太君) 只今御示シニナリマシタ不正配給ノ問題デアリマス、世上往々ニシテ此ノ問題ニ付テ遺憾ノ事例ノアルコトハ私共モ見聞シテ居ル所デアリマス、又不實ノ申告ニ付キマシテモ、其ノ例決シテ絶無デナイト全ク御示シノ通リデアリマス、此ノ間司法省内ニ於キマシテ御承知ノ經濟關係罰則調査委員會ニ於キマシテ、此ノ二點ニ對スル諸問ヲ致シマシタ處、極メテ嚴重ナル制限ノ下デハアリマシタケレドモ、是等二點ニ付テ適當ナル刑罰規定ヲ設クベシトノ答申ヲ得タノデアリマス、ソレニ基キマシテ司法省ト致シマシテ事務的研究調査ヲ致シテ居リマス、併シ考ヘテ見マスルト、規定ノ致シ方ニ依リマシテハ、極メテ廣汎ニナリ易イ虞モアリマシテ、私共種々考慮ハ致シタノデアリマスケレドモ、今日經濟ノ結制ガ稍、督教ヲ致シマシテ、漸ク其ノ緒ニ就イテ來タト云フヤウニ存ズルノデアリマシテ、此ノ際暫ク其ノ實績ヲ見テ、然ル後ニ斯カル規定ヲ設クベキカ否ヲ決スルコトガ宜クハナイカト云フコトガ一ツ、ソレカラ又斯様ナ規定ヲ今日此ノ際ニ提案スルコトソレ自體ガ民間ニ甚シキ何

等カノ影響ヲ及ボスノ處ガナイカ、之ヲモ
考慮シナケレバナラナイノデヤナイグラウ
カト云フヤウナ事情モアリマシテ、暫ク其
ノ提案ヲ見合スコトニ決定ヲ致シマシタ、
左様ナ關係デアリマシテ、御指摘ノ二點ニ
付キマシテ將來之ヲ提案スルノデアルカ、
或ハシナインデアルカト云フコトハ、固ヨ
リ今日明言スル程度ニハ至ツテ居リマセヌ、
尙暫ク調査研究ヲ續ケテ見タイ、斯様ニ存
ジテ居ル次第デアリマス、事情ハ以上ノ通
リデアリマス

○次田大三郎君 私ハ是デ宜シウゴザイマ
ス

○委員長(子爵保科正昭君) 他ニ御質疑ガ
ナケレバ、是デ御質疑ヲ終了ニ致シマシテ
宜シウゴザイマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵保科正昭君) 御異議ナイモ
ノト認ヌマス、就キマシテハ議題トナッテ
居リマス三案ヲ一括致シマシテ、是等ノ討
論採決ニ移リタイト存ジマス、先づ討論ニ
付キマシテ御發言ヲ願ヒマス

○小山松吉君 三案共ニ可決スベキモノト
致シマシテ贊成致シマス

○内田重成君 贊成デアリマス

○委員長(子爵保科正昭君) 只今小山君力
ラ採決スベキモノナリト云フ御意見ガ出マ
シタ、又御賛成ノ方モアラレタヤウデアリ
マスガ、之ヲ採決致シテ御異議ゴザイマセ
ヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵保科正昭君) 御異議ナイト
認メマス、三案共ニ可決致スコトニ御異議
アリマセヌカ

出席者左ノ如シ	安貞長(子爵保科正昭君)	メスマス、ソレデハ是ニテ散會致シマス
午前十一時十六分散會	委員長	子爵保科 正昭君
	副委員長	男爵奥田 剛郎君
	委員	公爵島津 忠重君
		侯爵佐竹 義春君
		子爵秋元 春朝君
	子爵仙石 久英君	子爵仙石 小山 桜吉君
	木村 尚達君	山田 三良君
	内田 重成君	伊江 朝助君
	男爵伊江 次田大三郎君	結城 安次君
	山隈 康君	次田大三郎君
政府委員	司法大臣	岩村 通世君
	司法次官	大森 洪太君
司法省民事局長	齊藤 直一君	
司法省刑事局長	池田 克君	
司法省刑政局長	正木 亮君	